

高層建築物等の防災措置に関する要綱実施細目

大阪府内建築行政連絡協議会

平成 20 年 6 月 13 日制定

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、「高層建築物等の防災措置に関する要綱」(以下「要綱」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災計画書作成要領)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項の防災計画書作成要領は、防災計画書に記載すべき事項を定めるものとし、大阪府内建築行政連絡協議会(以下「協議会」という。)の関連する部会においてこれを定める。

(防災計画書の届出)

第 3 条 建築主又は設計者は、要綱第 6 条第 1 項前段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載し、当該届出に係る防災計画書を添えて、別記様式第 1 号による届出書を所管する特定行政庁に提出しなければならない。

- 一 件名
- 二 建築場所
- 三 建築主
- 四 主要用途
- 五 設計者
- 六 最高高さ
- 七 階数
- 八 延べ面積
- 九 構造

2 建築主又は設計者は、要綱第 6 条第 1 項後段の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第 2 号による届出書を所管する特定行政庁に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更の理由

(防災評定機関の申請)

第 4 条 要綱第 8 条第 1 項に規定する申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第 3 号様式による申請書を協議会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 防災評定の業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 防災評定の業務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 役員の名簿及び所属等を記載した書類
- 三 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 四 要綱第 10 条各号に該当することを証する書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 評定委員の名簿及び略歴を記載した書類
- 七 その他参考となる事項を記載した書類

- 3 要綱第 8 条第 1 項に定める防災評定機関の申請は、協議会の関連する部会を通じて行うものとする。
- 4 要綱第 8 条第 2 項に定める登録は、協議会の関連する部会で内容について協議し、総会で行政会員及び準会員による承認を受けるものとする。

(防災評定機関に係る登録の更新)

第 5 条 第 4 条の規定は、要綱第 11 条の規定により防災評定機関が登録の更新を受けようとする場合について準用する。ただし、第 4 条第 2 項第 1 号から第 4 号に示す書類については、登録内容に変更がない場合については省略することができる。

(防災評定業務の独立性)

第 6 条 要綱第 10 条第 1 項第 2 号でいう建築物の確認検査等に関する業務と独立した部署とは、それぞれの業務を行う部署の責任者が異なる場合をいう。

(変更等の届出)

第 7 条 要綱第 12 条の変更等の届出が必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所
 - 二 防災評定事務を行おうとする事務所の名称及び所在地
 - 三 防災評定業務を開始しようとする年月日
 - 四 組織及び運営に関する事項
 - 五 評定委員の氏名
 - 六 その他協議会が必要と認めるもの
- 2 防災評定機関は、要綱第 12 条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第 4 号による届出書を協議会に提出しなければならない。
 - 一 変更の内容
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(防災評定業務規程の届出)

第 8 条 防災評定機関は、要綱第 13 条第 1 項前段の規定により防災評定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第 5 号による防災評定業務規程届出書に当該届出に係る防災評定業務規程を添えて、これを協議会に提出しなければならない。

- 2 防災評定機関は、要綱第 13 条第 1 項後段の規定により防災評定業務規程の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第 6 号による防災評定判定業務規程変更届出書を協議会に提出しなければならない。
 - 一 変更の内容
 - 二 変更の理由
- 3 第 1 項及び第 2 項に定める届出は、協議会の関連する部会を通じて行うものとする。

(防災評定業務規程で定める事項)

第 9 条 要綱第 13 条第 2 項の防災評定業務規程で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 防災評定の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 事務所の所在地及びその事務所が防災評定の業務を行う区域に関する事項

- 三 防災評定の業務の範囲に関する事項
- 四 防災評定の業務の実施方法に関する事項
- 五 防災評定に係る手数料の収納の方法に関する事項
- 六 評定委員の選任及び解任に関する事項
- 七 防災評定の業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 防災評定の業務の実施体制に関する事項
- 九 防災評定の業務の公正かつ適確な実施を確保するための措置に関する事項
- 十 その他防災評定の業務の実施に関し必要な事項

(報告する事項)

第 10 条 要綱第 14 条第 1 項で報告する事項は、次のとおりとする。

- 一 防災評定を行った年月日、時間及び出席した評定委員の氏名
 - 二 防災評定を行った建築物の名称(件名)、建築場所、建築主、主要用途、設計者、最高高さ、階数、延べ面積、構造及び所管する特定行政庁名
 - 三 防災評定の結果に関する事項
 - 四 その他協議会が必要と認める事項
- 2 要綱第 14 条第 1 項の規定による報告をしようとするときは、前項に掲げる事項を記載した書類を添付し、別記様式第 7 号による報告書を協議会に提出するものとする。

(防災評定業務の休廃止の届出)

第 11 条 防災評定機関は、要綱第 16 条の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した別記様式第 8 号による届出書を協議会に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする防災評定業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあっては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(取消し等に関する手続)

第 12 条 協議会は、要綱第 17 条の規定による登録の取消し及び登録の全部または一部の効力の停止を行おうとするときは、当該防災評定機関に対して弁明の機会を付与するよう手続をとらなければならない。

- 2 前項に規定する手続は、協議会の関連する部会が行う。

(要綱の改正)

第 13 条 要綱第 18 条に定める軽微なものについては、次の事項に係る変更以外の変更をいう。

- 一 防災計画書の作成、届出に関して必要な事項
- 二 防災評定の実施に関して必要な事項
- 三 防災評定機関に関する事項
- 四 その他協議会会長が必要と定める事項

(その他)

第 14 条 この実施細目に定めのない事項については、協議会会長が定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成 20 年 6 月 13 日から施行する。